

今後の県立高校の在り方検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会の変化や生徒のニーズの多様化等に対応した高校教育の在り方、及び生徒数の減少等に対応した高校の在り方について検討するため、今後の県立高校の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成30年3月までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会長等)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会前に、傍聴受付簿（様式）に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴は、会長が別に定める定員の範囲内で先着順とする。

3 報道関係者で会長が認めた者は、前項の規定に関わらず、傍聴することができる。

4 前3項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第8条 検討事項について調査研究するために、委員会に専門部会を設置する。

2 専門部会の委員は、教育長が委嘱する。

3 前4条の規定は、専門部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、島根県教育庁学校企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。